

<注意事項>

- ◆ ごみステーションを新設、移設又は廃止する場合は、この申請書を収集の開始又は廃止しようとする15日前までに提出してください。
- ◆ ごみステーションは、概ね20世帯以上に1箇所を、また燃やせる粗大ごみのごみステーションは、概ね100世帯以上に1箇所を基準として設置することができます。
- ◆ 住宅団地等の開発や集合住宅の建設によりごみステーションを新設する場合は、設置する場所や構造等について事前に市と協議してください。
- ◆ ごみステーションの設置場所は、次の要件を満たし、収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所を選定してください。
 - ・ 交差点部、交通量の特に多い道路、急勾配の道路等、交通の支障や車両が不安全な状態とならない場所であるとともに、車両や人が容易に通り返ける場所であること。
 - ・ 収集車のごみステーションに安全に横付けでき、収集後は、車両が速やかに移動できる場所であること。
- ◆ ごみステーションを新設又は移設する場合は、その設置場所に隣接等する住民の了承を必ず得て申請してください。
- ◆ ごみステーションに集積容器等を設置する場合は、事前に地域を管轄する環境センターと次の要件を満たすよう協議を行ってください(要件を満たさない集積容器等を設置した場合は、必要な改善をお願いする場合があります。)。
 - ・ 屋根を設置する場合は、床面から2メートル程度の高さであること。
 - ・ 収集口は、できるだけ広く設けること。また、収集作業を容易に行う上で必要な空間及び安全性が確保された構造であること。
 - ・ 容量は、排出されるごみが十分に収納でき、道路等にはみ出ることのない大きさであること。
 - ・ 集積容器を設置しない場合は、動物及び風雨等でごみが散乱しないように、ネット等を覆うなど対策を講じること。
- ◆ 管理者は、ごみステーションの利用者と協力し、適切なごみステーションの管理や、ごみの分別の徹底を必ず行ってください。また、設置したごみステーションにおいて、安全な収集作業ができない場合や交通の支障となる場合は、速やかに必要な措置を講じてください。
- ◆ ごみステーションの管理が不相当であり、管理者への注意喚起によってもなお改善がなされない場合は、収集を中止することがあります。
- ◆ ごみステーションの設置により、付近の住民等との間に紛争が生じた場合には、管理者又は使用者が責任をもってその解決に当たってください。